

中小企業×スタートアップ 共創チャレンジ事業業務委託仕様書

1 目的

滋賀県では「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県及び「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県の実現に向け、滋賀県産業振興ビジョン 2030 を策定し、本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化を図っているところ。

滋賀県には、高度なコア技術で地域経済・社会を牽引する優良な中堅・中小企業が製造業を中心に多く存在している。一方、グローバル化の進展、脱炭素の流れ、DX・GX の加速、顧客ニーズの多様化による商品・サービスの短寿命化など、国内外の社会構造・産業構造や価値観の大きな変化への対応が求められている。このような状況の中、県内中堅・中小企業が自社の限られたリソースのみで研究開発から事業化・量産化までの技術的課題を解決することや、既存事業に注力する中で新たな取組への第一歩を踏み出すことは容易ではない。

こうした課題に対応するためには、自社のコア技術や成長ビジョンを踏まえた「実現したい価値」を明確にし、受け身ではなく自らが事業創出の主役として新たな舞台に立つ姿勢が求められる。そのためには、事業形態や戦略が大きく異なり、これまで連携機会のなかった自由な発想とアイデア、高い成長性を有するスタートアップ(以下「SU」という)と向き合い、互いの価値を磨き合う共創を進めることにより、新たな収益機会の創出や事業の高付加価値化を図り、中堅・中小企業の稼ぐ力の強化につなげることが重要である。

本事業では、高度なコア技術を持つ県内中堅・中小企業と SUとの共創を通じて、既存事業のさらなる発展および新規事業の創出を図るとともに、中小企業がスタートアップとの連携に向けた第一歩を踏み出し、次なる挑戦へつなげる機会を創出する。また、こうした取組を一過性のものに終わらせることなく、成果や学びを県内全域へ波及させるため、連携事例を発信・共有し、共創が再演可能なモデルとして定着させることで、県内中堅・中小企業の持続的な成長と稼ぐ力の底上げを図ることを目的とする。

2 業務の名称

中小企業×スタートアップ 共創チャレンジ事業業務

3 業務の期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

4 作業場所等

委託業務実施に係る作業場所、使用機器および使用材料は、受託者で準備すること。

5 委託業務の内容

本事業では、高度な技術力と成長志向を持つ滋賀県内の中堅・中小企業を対象として、当該企業のコア技術や成長ビジョンと関わりが深いニーズやシーズを掘り起こし、親和性が見込まれる新たなパートナーとのマッチング支援を実施する。

各支援過程においては、支援機関、民間機関、金融機関、大学等と連携し、協業を行おうとする過程で生じる課題の解決等に取り組むものとする。

さらに、本事業で生まれた協業案件について広く横展開し、今後県内において共創事例創出の好循環が生まれる機運の醸成に取り組む。具体的には以下の(1)～(7)の内容について、事業の効果を高められるよう工夫しながら実施する。

(1) 支援企業の選定

① 支援候補企業の募集

- ・県内中堅・中小企業等を中心に、支援候補企業の情宣、募集を行うこと。
 - ・効果、効率性の高い手法を検討し、工夫して実施する。
- ② 支援候補企業を対象としたヒアリングまたはワークショップの開催
- ・支援候補企業を対象にした個別にヒアリングまたはワークショップを開催し、本事業に参加する際のテーマ案の設定、整理等を行う。

③ 支援企業の選定

- ・選定基準を設定し、各支援候補企業に対して評価を行い、支援企業を選定する。
- ・評価は、企業へのヒアリング等を通じて得た情報等を基に実施する。
- ・ヒアリング等では、当該企業のコア技術や成長ビジョンと関わりが深いニーズやシーズ、共創意欲、成長意欲等について把握する。

(2) 共創チームの組成

① 共創候補の選定

- ・受託者は、支援企業の社風や経営方針等を勘案し高い親和性が見込まれる連携先 SU 候補（所在エリアは県内に限らない）を検討し、支援企業1社に対して SU 候補2～3社程度を目安に提示する。
- ・SU 候補を検討する際は、単純な受発注のような短期的かつ直接的な観点ではなく、各々が保有する技術やビジネスモデル、共創により見込まれる相乗効果、共創のイメージ、実現可能性を考慮して選定する。
- ・効果、効率性の高い手法を検討し、工夫して実施する。

② 共創の実現可能性検証

- ・(2)①で分析・把握した情報を踏まえ、支援企業と SU 候補とのマッチングを行う。マッチングは、双方の信頼関係の醸成を図りながら実施する。
- ・共創が見込まれる案件を選定し、共創の実現可能性検証を実施する。その際、「仮説の具体化に向けた課題」、「共創により期待できる相乗効果」、「持続的な成長ビジョン」等について分析し、共創に向けた意識醸成および共創に向けた実効性の確保を図るために何が必要

かを整理する。

③共創チームの組成

- ・(2)②の結果も踏まえ、支援企業と SU 候補による共創チームを3チーム以上組成する。共創内容に応じてNDA(秘密保持契約)やMOU(技術提携に関する基本合意書)の締結、資本提携、小規模PoC(実証実験)など具体的な取組を支援する。
- ・共創チームの組成過程においては、社風や経営方針や事業領域の違いから、乗り越えていくべき課題が出てくることが想定されるため、受託者が組織間のコミュニケーションが円滑に進むように調整機能を果たしながら進捗管理を行う。

(3)組成された共創チームへのフォローアップ

共創チームに対して、具体的な取組状況、成果や課題について、現状把握を行うとともに、必要に応じて助言や追加支援を行うこと。

(4)成果の対外的な情報発信

各過程で取り組んだ内容や考え方、最終的な成果について整理を行い、成果冊子の作成や、A4一枚程度の事例紹介(公開可能な事案に限る)の作成など、効果的な情報発信を行い、連携した中小企業を新たな再演モデルとして位置付け、連携を希望する新たな中小企業の発掘を行う。

(5)支援企業選定外企業へのフォロー

(1)③にて支援対象外となった企業に対し、当該企業の希望に応じて、事業プランの磨き上げ等の相談対応を行うこと。

(6)自治体との連携

必要に応じて、本事業に関心を有する自治体や、親和性の高い事業を実施している自治体と連携するなど、事業の効果を最大化するよう工夫しながら事業を行うこと。

(7)滋賀県内における本事業の有効性の考察

(1)～(6)を通じて得られた知見等を基に、真に県内中堅・中小企業に有用な事業のあり方であったか、企業の反応等も踏まえて考察を行い、報告として取りまとめること。

(8)その他

上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に発注者と受託者が協議の上決定する。

6 機密保持・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た一切の情報を開示または漏えいしてはならないものとする。
ただし、担当課の承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う情報を適切に管理することを保証する履行体制を有していること。
- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む。)を本県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与また

は譲渡してはならない。

- (4) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等または県が指定した資料は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

7 その他留意事項

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、支払額を確定する。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となる。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類および領収書等の証拠書類が必要となる。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあるため、留意すること。
- (2) 成果物等の著作権は滋賀県に帰属するものとする。また、静止画、動画共に滋賀県が二次使用する事があるものとする。
- (3) 成果物制作過程で生じる権利関係および第三者の著作権に関する利用承諾の処理は、受託者の責任および費用で適正に行うものとする。
- (4) 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と業務の進め方などについて十分な打合せを行うとともに、進捗状況等の報告を適切に行うこととする。
- (5) 本事業の実施において、疑義が生じた場合は、発注者の担当者と協議し、その指示に従うものとする。
- (6) 発注者は、本業務の遂行に当たり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (7) 受注者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。
- (8) 発注者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (9) その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受注者は、発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 本事業でかかる経費(旅費、専門家謝金、印刷製本費等)は、受注者が負担するものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に発注者と協議を行うこと。
- (11) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において

これを解決することとする。

(12) 電子データについては、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で提出すること。また、提出物がウイルスに感染していることにより、県または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復およびその他賠償等について対応すること。

8 納入物

以下を記録した電子データ

- ・報告書(公表用)(20 ページ程度、PowerPoint 形式)
- ・事業内容を網羅的に収めた報告書(非公表用)(Word 形式)
- ・その他本事業の実施にあたって作成した資料

9 納入先

滋賀県 商工観光労働部 イノベーション推進課

近未来技術・スタートアップ推進係

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL:077-528-3794

E-mail: fd0002@pref.shiga.lg.jp